

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	(株) アンテック	石岡市八軒台 1 1 番 6 号	4 1 4

2. 指名停止措置期間

令和 2 年 1 0 月 1 4 日 から 令和 4 年 1 0 月 1 3 日 2 4 ヶ月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する物品納入・役務の提供調達契約等

4. 事実概要

(株) アンテックの代表取締役と石岡市教育委員会参事兼スポーツ振興課長は、当市が発注した「平成 30 年度石岡市運動公園体育館メインアリーナダクト内清掃業務委託」の入札で同社が落札できるよう、当該入札に参加する指名業者 7 社の情報を同社に漏洩し、同社を落札させたとして、令和 2 年 10 月 2 日、官製談合防止法違反容疑で茨城県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

役員が談合の容疑で逮捕されたことは、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第 2 第 7 号に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第 2 (抜粋)

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 7 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	<u>逮捕又は公訴を知った日から 12 月以上 24 月以内</u>